

第2次那珂川町一般廃棄物処理基本計画

令和8年3月

那珂川町

目 次

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 節 計画策定の趣旨	1
1-1 はじめに	1
1-2 計画策定の趣旨	1
第 2 節 計画の位置づけ等	2
2-1 計画対象地域	2
2-2 他の計画との関係	2
2-3 計画対象範囲	3
2-4 計画期間	3
2-5 進行管理	3
第 3 節 町の概況	4
3-1 位置と地勢	4
3-2 人口・世帯数の推計	5
3-3 産業の動向	6

第 2 章 ごみ処理基本計画

第 1 節 ごみ処理の現況	7
1-1 ごみ処理フロー	7
1-2 ごみ処理体制	8
1-3 分別収集計画	8
第 2 節 ごみ処理の状況	11
2-1 ごみ排出量の推移	11
2-2 資源物量の推移	14
2-3 ごみ排出量予測	18
第 3 節 ごみ処理の施策と役割	19
3-1 目標達成状況	19
3-2 課題	19
3-3 基本理念	20
3-4 基本方針	20
3-5 目標設定	21
3-6 施策と役割	21

第3章 生活排水処理基本計画

第1節	生活排水処理の現況	23
1-1	生活排水処理フロー	23
1-2	生活排水処理体制	24
1-3	し尿処理及び浄化槽汚泥の収集・処理体制	24
1-4	生活排水処理人口の推移	24
第2節	生活排水処理の施策と役割	25
2-1	目標達成状況	25
2-2	課題	25
2-3	基本方針	26
2-4	目標設定	26
2-5	施策と役割	26

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1-1 はじめに

我が国は、高度経済成長に伴い、大量生産、大量消費、大量廃棄といった経済活動が進み、生活様式に多様化や利便性の向上をもたらしてきました。しかし、一方では、廃棄物排出量の増加が環境への負荷を増大させる結果となり、近年では、天然資源の消費を抑制し環境への負荷を軽減するため、循環型社会への転換が求められるようになってきました。

平成12年度に「循環型社会形成推進基本法」（以下「基本法」という。）が制定され、その後、個別物品に応じて規制する「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」が整備されました。令和3年度には「プラスチック資源循環促進法」が制定され、廃プラスチックの抑制及び資源化を促進してきました。

那珂川町（以下「本町」という。）では、平成28年度から10年間を計画期間として「那珂川町一般廃棄物処理基本計画」を策定し、循環型社会形成推進基本法や各リサイクル法に沿って環境への負荷をできる限り低減し、SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた目標達成を視野に入れ、一般廃棄物の処理について行政・町民・事業者が協働でごみの減量、資源化の推進に取り組んできました。

1-2 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）により市町村に策定が義務付けられている計画であり、令和7年度に計画期間が満了することから、廃棄物排出を抑制し、適正な処理を行うことで生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るとともに、第3次那珂川町総合振興計画に掲げた施策実現を目指し、「第2次那珂川町一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。



SDGs に掲げられた 17 の目標

出典：「国際連合広報センター」

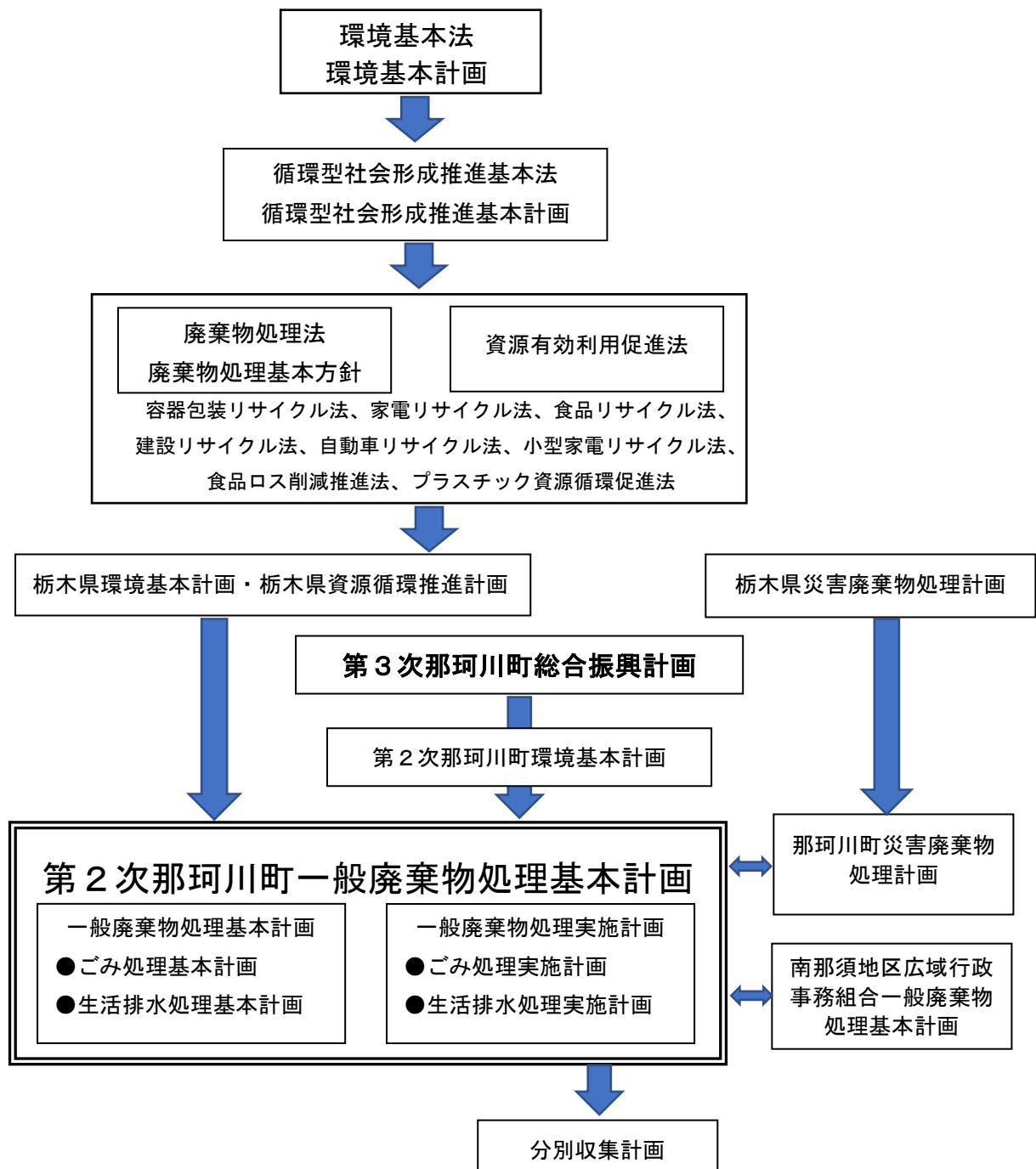
第2節 計画の位置づけ等

2-1 計画対象地域

計画の対象地域は、那珂川町全域とします。

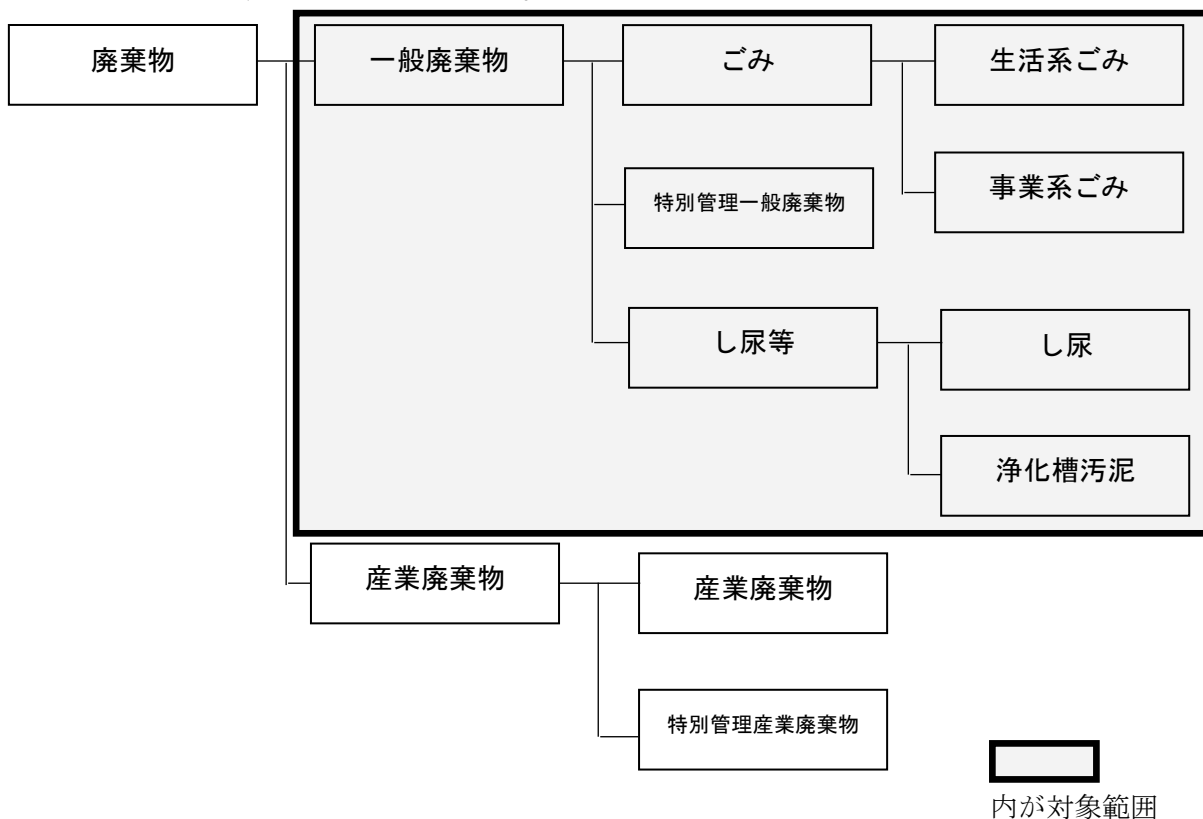
2-2 他の計画との関係

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき策定するもので、関係法令及び国や県が策定する計画と整合性のとれた計画とします。



2－3 計画対象範囲

計画対象範囲は、以下のとおりです。本計画の計画対象範囲は、廃棄物のうち一般廃棄物を対象とします。

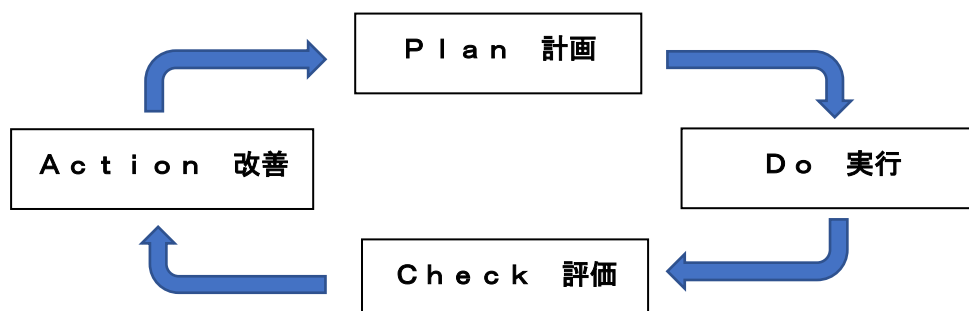


2－4 計画期間

計画期間は、令和8年度から令和17年度までとし、中間目標年度を令和12年度、計画目標年度を令和17年度とします。なお、社会の廃棄物に関する情勢に大きな変化がある場合には、随時改定及び見直しを行います。

2－5 進行管理

本計画の進行管理のため、PDCAサイクルにより、取り組み状況や目標値の達成状況などを把握・評価し、施策の改善を行います。



第3節 町の概況

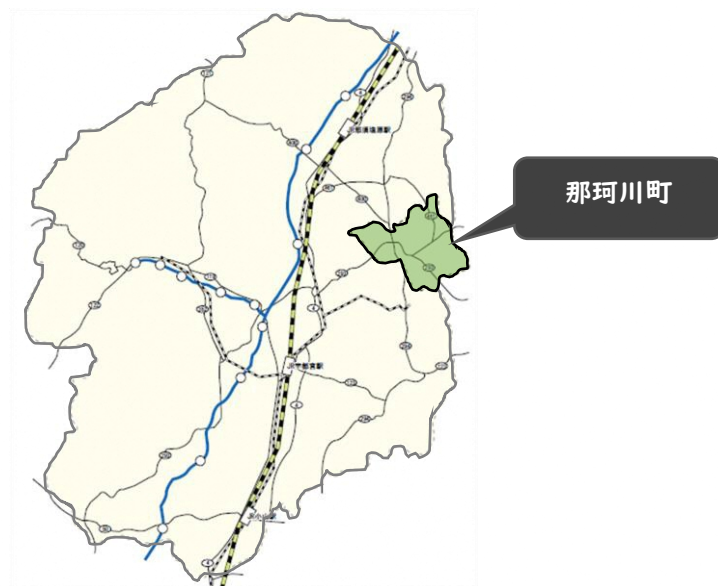
3-1 位置と地勢

本町は、栃木県の東北東に位置し、北は大田原市、南は那須烏山市、西はさくら市、東は茨城県大子町、常陸大宮市と接しています。東西約 22 km、南北約 19 kmと東西に長く、総面積は 192.78 km²です。

本町の地形は、八溝山から南西方向に連なる山地が大半を占め、高倉山を中心とする丘陵地帯、鷲子山の北西斜面の丘陵地帯、さくら市から続く西部の喜連川丘陵地帯、那珂川沿いに広がる平坦地帯で構成されています。

町名の由来ともなる清流那珂川が南流し、その右岸は流れに沿って比較的平坦な沃野が広がり、河岸段丘上に市街地が形成され丘陵地に集落が点在しています。

一方、左岸は武茂川が貫流し、その下流に市街地が形成され、山間地の小河川沿いに集落が点在しています。



本町の位置

3-2 人口・世帯数の推計

令和6年度における本町の人口は、13,981人で、令和2年度と比較すると1,599人減少（約10.3%減）しており、人口は減少傾向にあります。また、世帯数も年々減少しています。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計に準拠した推計によると、令和17年度の人口は、10,664人で、令和6年度の人口13,981人と比較すると3,317人減少（約23.7%減）すると推計されます。

表 1-3-2-1 人口・世帯数の推移

年度 \ 項目	人口（人）	世帯数（戸）
令和2年度	15,580	6,076
令和3年度	15,138	6,001
令和4年度	14,758	5,931
令和5年度	14,403	5,906
令和6年度	13,981	5,838

資料：住民基本台帳（各年度3月31日時点人口）

表 1-3-2-2 人口・世帯数の推計

年度 \ 項目	人口（人）	世帯数（戸）
令和7年度	13,679	5,811
令和8年度	13,377	5,784
令和9年度	13,075	5,757
令和10年度	12,773	5,731
令和11年度	12,471	5,704
令和12年度	12,169	5,678
令和13年度	11,867	5,652
令和14年度	11,565	5,625
令和15年度	11,263	5,599
令和16年度	10,961	5,574
令和17年度	10,664	5,548

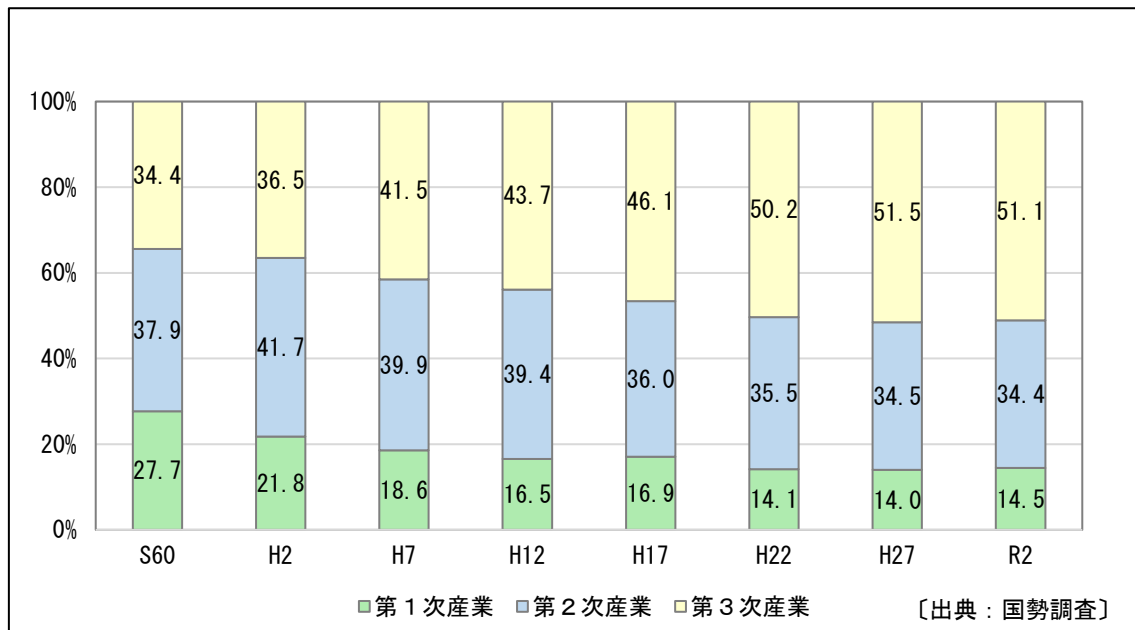
社人研推計準拠により生活環境課推計

3-3 産業の動向

産業別就業者人口割合について、第1次産業は減少傾向にあり、令和2年の割合は昭和60年のおよそ半分となっています。また、第2次産業も減少傾向にあります。

一方で第3次産業は増加傾向にあり、平成12年と令和2年を比較すると、約7ポイントの増加となっています。

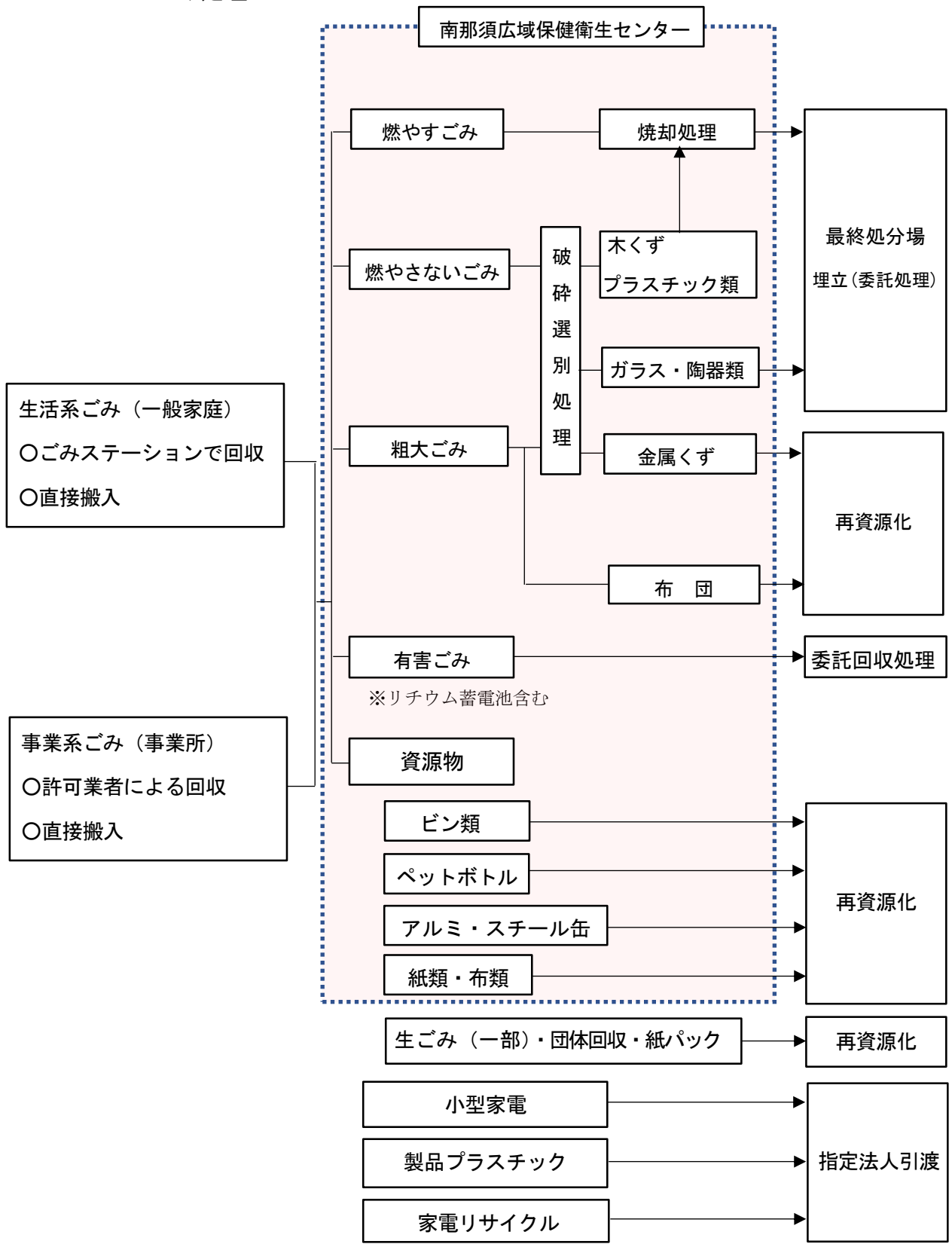
図 1-3-3 産業別就業者人口の推移



第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の現況

1-1 ごみ処理フロー



1-2 ごみ処理体制

本町から排出されるごみの処理は、生活系ごみの収集・運搬は民間事業者に委託し、事業系ごみは事業者が直接搬入するか、本町の許可業者に自ら運搬を委託しています。これらのごみの中間処理は、南那須広域行政事務組合保健衛生センター（以下「南那須広域保健衛生センター」という。）で共同処理をしています。なお、生ごみの一部は分別して収集し、堆肥化事業の原料として活用しています。

最終処分は、本町では一般廃棄物の最終処分場を有していないため、県外の処分場で埋立処分を行っています。

1-3 分別収集計画

本町では、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」第8条に基づいて一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図るため、平成17年度に那珂川町分別収集計画を策定しており、以降3年ごとに改定を重ね、令和7年9月には法に基づく第11期の分別収集計画を策定しました。

（1）対象品目

容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール及びペットボトルのほか、製品プラスチックを分別収集の対象とします。

（2）分別収集実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による指定 日回収	南那須広域保健衛生 センター
	アルミ製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	ガラスびん類		
	茶色ガラス製容器			
	その他ガラス容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	拠点回収	那珂川町
	段ボール	段ボール	委託業者による指定 日回収	南那須広域保健衛生 センター
プラスチ ック	ペットボトル	ペットボトル		
	製品プラスチック	製品プラスチック	回収イベントにより 収集	委託業者

(3) ごみの分別区分

生活系ごみの分別区分は以下のとおりです。なお、事業系ごみは、生活系ごみの分別区分に準じています。

種類・分別の区分			主な排出物	排出方法	排出先
収集するごみ	燃やすごみ	紙くず、革製品、プラスチック製品ビニール製品、ゴム製品	生ゴミ、貝殻、食用油、ちり紙、紙おむつ、菓子箱、アルミ箔、使い捨てカイロ、くつバッグ、ビデオテープ、CD、雨ガッパ、長靴、発泡スチロール、ぬいぐるみ、剪定枝	町指定ゴミ袋使用 (生ゴミ堆肥化モデル事業はバケツ回収)	ごみステーション
	資源物	茶色ビン	茶色いビン、ビールビン、酒ビン、栄養ドリンク	コンテナ使用	
		無色ビン	無色透明又は白いくもりビン、調味料		
		茶色無色以外のビン	赤いビン、青いビン、緑色のビン		
		アルミ缶	ジュースの缶、ビールの缶		
		スチール缶	ジュースの缶、かんづめ缶、ミルク缶、携帯ガスボンベ		
		ペットボトル	飲料用、焼酎、醤油		
		紙パック	牛乳、飲料用	ひも等で縛って出す	
		段ボール	段ボール		
	紙類	新聞、雑誌、広告チラシ、文庫本、辞典、雑紙			
燃やさないごみ	金属製品、ガラス製品、陶磁器	なべ、スプレー缶、金属のフタ、小型電化製品(コンテナからはみ出さない程度)、ポット、コップ、板ガラス、包丁、電球、皿、茶碗、汚れた缶ビン、薬の缶ビン、ライター、カセットコンロ用ガスボンベ、化粧品のビン(無色透明以外)	コンテナ使用		
布類	古着・古布	衣類、シーツ、タオル	ひも等で縛って出す		
粗大ごみ	不燃性・可燃性コンテナからはみ出すもの	自転車、ガス台、流し台、ストーブ、掃除機、扇風機、電子レンジ、机、いす、毛布、タンス、ふとん、座ぶとん	1週間前までに手数料納入証を役場窓口で購入し収集を申し込む	自宅回収	
有害ごみ	電池、体温計、蛍光管	乾電池、ボタン電池、体温計(水銀式)、蛍光管(電球型を含む)	乾電池は透明な袋又は、町指定のごみ袋の外袋を使用、体温計はビニール袋に入れて「体温計」と表示蛍光管は(2本以上)ひもで束ねる	ごみステーション	
		リチウム蓄電池	役場窓口に持ち込む	役場	
収集しないごみ	①南那須広域保健衛生センターで処理できないゴミ(処理方法は販売店に問合せ) バイク、バッテリー、タイヤ、消火器、ガスボンベ、ポンプ、モーター、ボイラー、農機具、農薬、農業用ビニール、トイレ陶器、タイル、洗面台、ドラム缶、瓦、レンガ、建築廃材、焼却灰、自動車部品、医療廃棄物 ②事業系一般廃棄物(平日南那須広域保健衛生センターへ持ち込み又は町許可業者へ依頼) 商店、飲食店、工場など事業活動に伴うゴミ				

(4) 収集運搬方法等

生活系ごみについては、直接搬入するか、収集エリアを3コースとし、「粗大ごみ」以外は、決められた日に分別してごみステーションに出す「ごみステーション回収方式」で収集し、粗大ごみは2ヶ月に一度、個別収集を行っています。

事業系ごみについては、直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼し搬入します。

分別区分			収集頻度	収集方法	運搬者
生活系ごみ	燃やすごみ		2回／週	ごみステーション回収方式	町収集運搬委託業者
	燃やさないごみ		1回／月		
	資源物	ペットボトル、紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌、紙類			
		ビン類			
		缶類			
		布類			
	有害ごみ	乾電池、ボタン電池、体温計、蛍光灯	4回／年		
		リチウム蓄電池	随時	役場窓口回収	那珂川町
粗大ごみ		1回／2ヶ月	個別回収（回収日1週間前に申し込む）	町収集運搬委託業者	
事業系ごみ	燃やすごみ		随時 （事業所と収集運搬許可業者との契約による）	直接搬入又は、収集運搬許可業者に依頼	収集運搬業者
	燃やさないごみ				
	資源物	ペットボトル、紙パック、段ボール、新聞紙、雑誌、紙類			
		ビン類			
		缶類			
		布類			
	有害ごみ				
粗大ごみ					

(5) 家電リサイクル法による処分

廃棄物の種類	処理方法
エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機	粗大ごみ個別回収時に対応

(6) 小型家電リサイクル法による処分

廃棄物の種類	処理方法
パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、ゲーム機、ラジオその他	役場窓口への持ち込み（開庁日のみ）、小型家電リサイクルイベント回収にて対応

第2節 ごみ処理の状況

2-1 ごみ排出量の推移

(1) ごみ排出量の推移

南那須広域保健衛生センターへのごみ排出量の推移を表2-1-1及び図2-1-1で示します。生活系ごみは減少傾向となっていますが、事業系ごみは横ばいで推移しています。

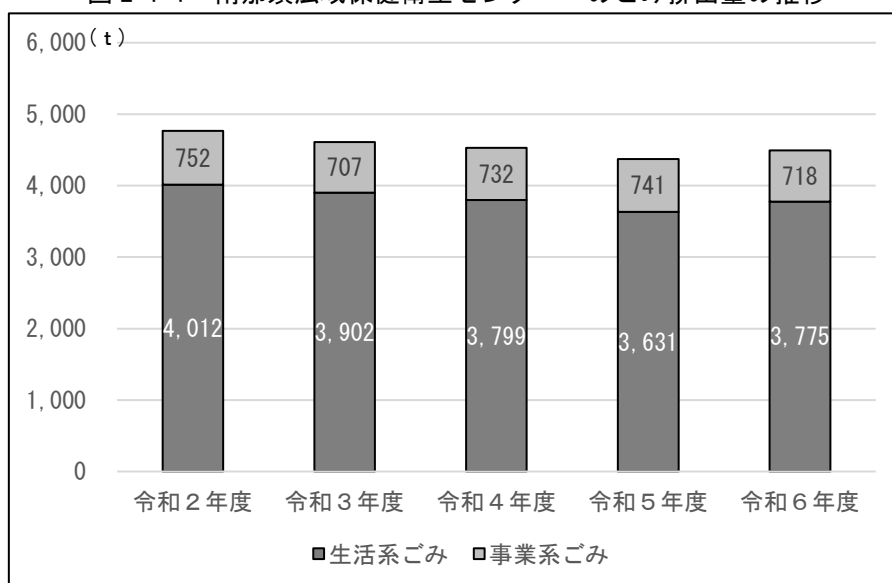
表2-1-1 南那須広域保健衛生センターへのごみ排出量の推移

(単位：t)

年 度 項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活系ごみ	4,012	3,902	3,799	3,631	3,775
事業系ごみ	752	707	732	741	718
合 計	4,764	4,609	4,531	4,372	4,493

資料：「主要施策の成果」

図2-1-1 南那須広域保健衛生センターへのごみ排出量の推移



(2) ごみ種類別排出量の推移

ごみ種類別排出量の推移を表2-1-2及び図2-1-2で示します。
有害ごみを除くすべての種類で減少傾向となっています。

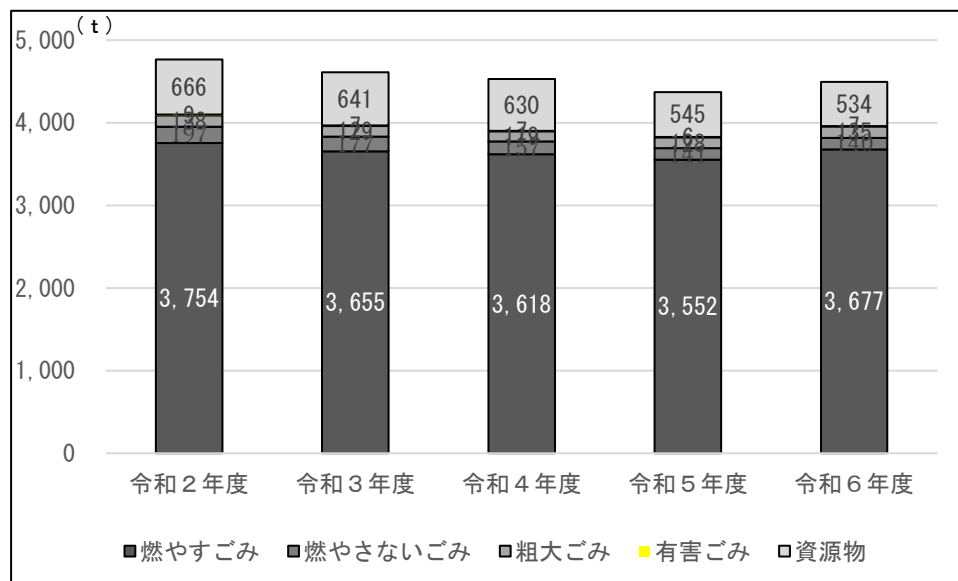
表 2-1-2 ごみ種類別排出量の推移

(単位：t)

種 類 \ 年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
燃 や す ご み	3,754	3,655	3,618	3,552	3,677
燃やさないごみ	197	177	157	141	140
粗 大 ご み	138	129	119	128	135
有 害 ご み	9	7	7	6	7
資 源 物	666	641	630	545	534
合 計	4,764	4,609	4,531	4,372	4,493

資料：「主要施策の成果」

図 2-1-2 ごみ種類別排出量の推移



(3) 1人1日当たりのごみ排出量の推移

1人1日当たりのごみ排出量及び生活系ごみの排出量の推移について、表2-1-3及び図2-1-3のとおり示します。1人1日当たりのごみ排出量は、各年度において若干の上下はあるものの、ほぼ横ばいで推移していましたが、令和6年度に増加しています。

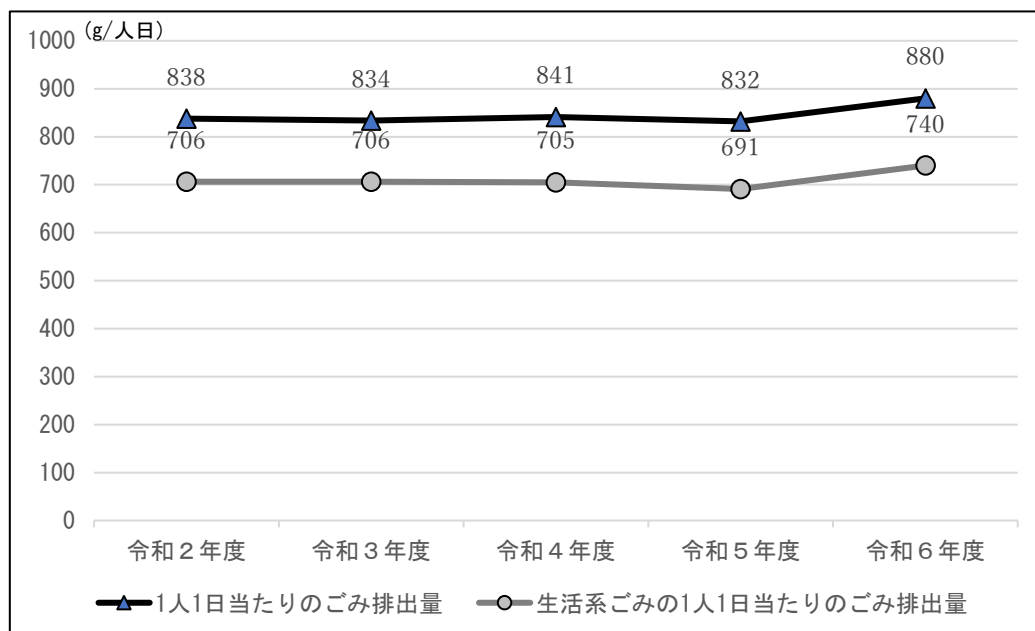
表 2-1-3 1人1日当たりごみ排出量の推移

年 度 項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ排出量(t)	4,764	4,609	4,531	4,372	4,493
1人1日当たりごみ排出量(g/人日)	838	834	841	832	880
生活系ごみ排出量(t)	4,012	3,902	3,799	3,631	3,775
1人1日当たり生活系ごみ排出量(g/人日)	706	706	705	691	740
人 口 (人)	15,580	15,138	14,758	14,403	13,981

資料：「主要施策の成果」

1人1日の排出量＝総排出量÷人口÷365

図 2-1-3 1人1日当たりごみ排出量の推移



2-2 資源物量の推移

(1) 資源物の種類別排出量の推移

南那須広域保健衛生センターでは、資源物を分別収集し、資源化しています。本町からの資源物の排出状況を表2-2-1及び図2-2-1で示します。すべての種類で減少傾向となっています。

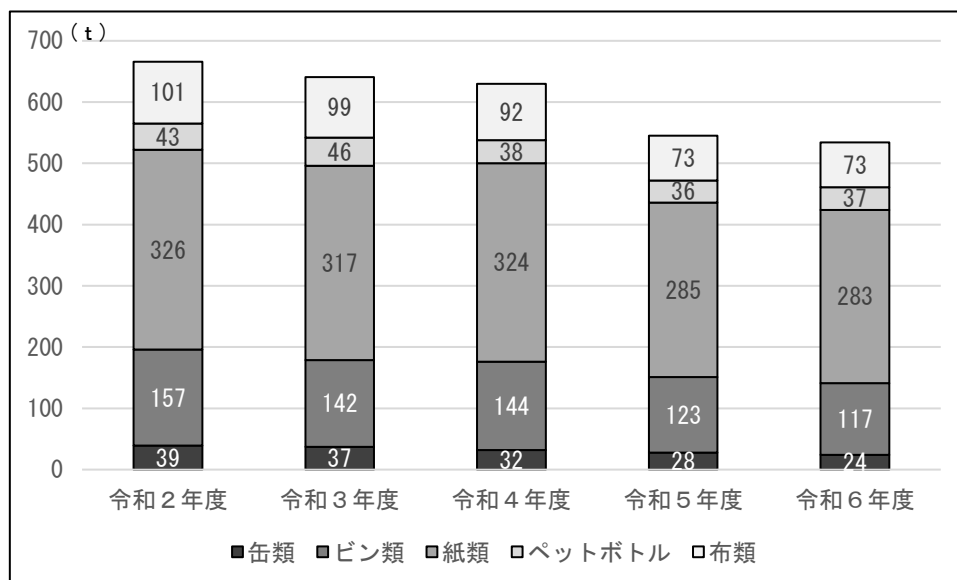
表 2-2-1 資源物の種類別排出量の推移

(単位：t)

種 類 \ 年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
缶 類 (アルミ缶、スチール缶)	39	37	32	28	24
ビン 類 (無色ビン、茶色ビン、 その他のビン)	157	142	144	123	117
紙 類 (新聞、雑誌、段ボール)	326	317	324	285	283
ペットボトル	43	46	38	36	37
布 類	101	99	92	73	73
合 計	666	641	630	545	534

資料：「主要施策の成果」

図 2-2-1 資源物の種類別排出量の推移



（２）町独自の資源化事業における資源物回収量の推移

本町では、生ごみ堆肥化事業、団体資源物回収事業及び紙パック回収事業といった、独自に資源化に向けた取り組みを進めています。事業ごとの資源物回収量について、表２－２－２及び図２－２－２で示します。生ごみ収集量は減少傾向、団体資源物回収量は上昇傾向、紙パック回収量は横ばいで推移しており、事業全体としては減少傾向となっています。

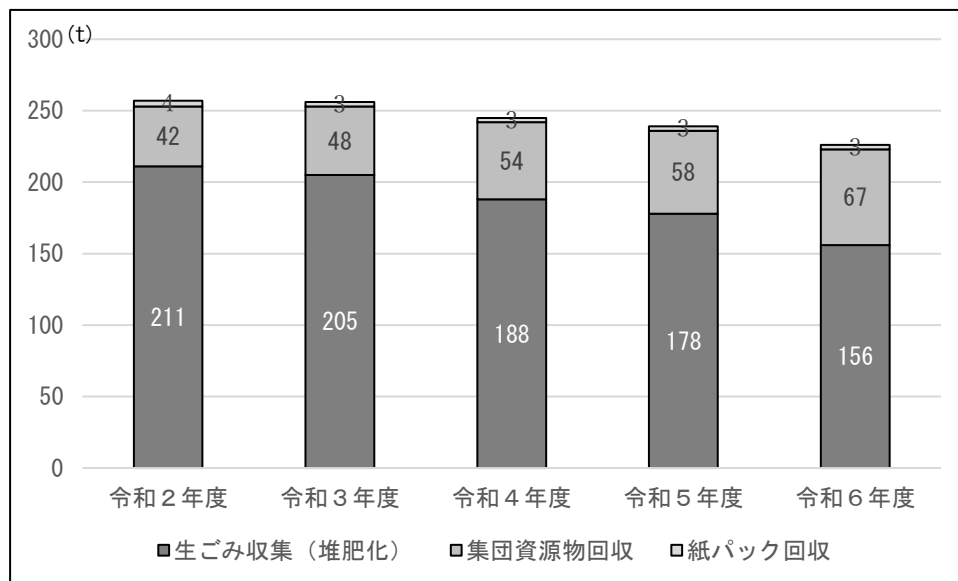
表 2-2-2 町独自の資源化事業における資源物回収量の推移

(単位：t)

項 目 \ 年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
堆肥化生ごみ収集量	211	205	188	178	156
団体資源物回収量	42	48	54	58	67
紙 パ ッ ク 回 収 量	4	3	3	3	3
合 計	257	256	245	239	226

生活環境課調べ

図 2-2-2 町独自の資源化事業における資源物回収量の推移



(3) ごみ総排出量の推移

南那須広域保健衛生センターへのごみの排出量と、町が独自に回収している資源物量（以下「町独自の資源物量」という。）の合計をごみ総排出量とし、推移について表2-2-3及び図2-2-3で示します。

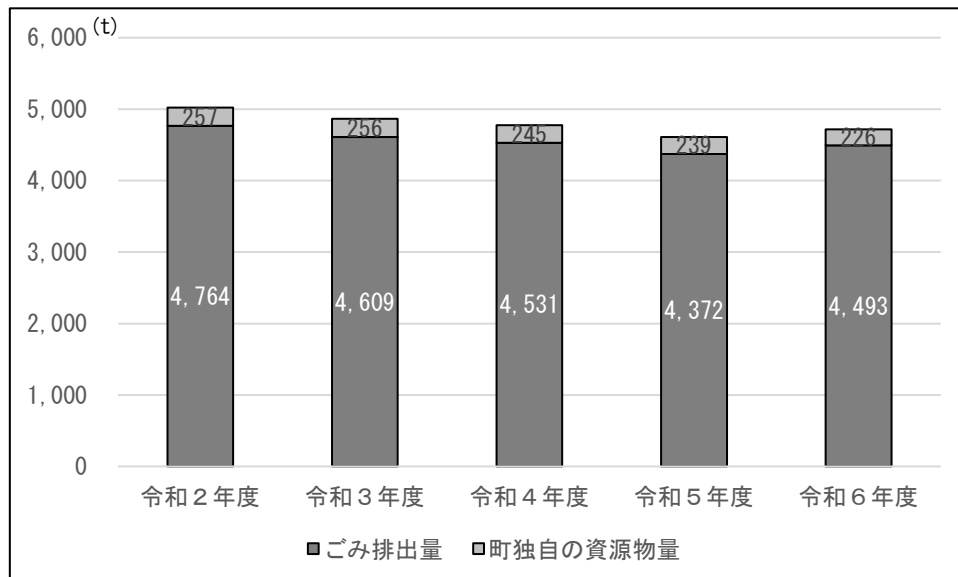
表2-2-3 ごみ総排出量の推移

(単位：t)

年 度 項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ごみ排出量	4,764	4,609	4,531	4,372	4,493
町独自の資源物量	257	256	245	239	226
ごみ総排出量	5,021	4,865	4,776	4,611	4,719

資料：「主要施策の成果」/生活環境課調べ

図2-2-3 ごみ総排出量の推移



(4) ごみ総排出量における資源物の割合の推移

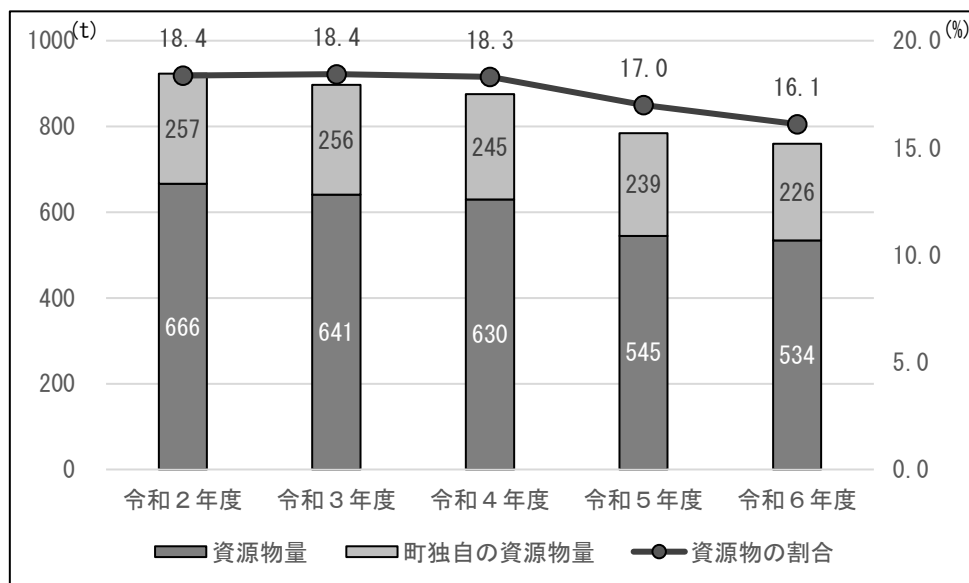
ごみ総排出量における資源物の割合の推移を表2-2-4及び図2-2-4で示します。ほぼ横ばいで推移していましたが、近年は下降しています。

表 2-2-4 ごみ総排出量における資源物の割合の推移

項 目 \ 年 度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ごみ総排出量(t)	5,021	4,865	4,776	4,611	4,719
町全体の資源物量(t)	923	897	875	784	760
【内訳】					
広域搬出資源物(t)	666	641	630	545	534
町独自の資源物(t)	257	256	245	239	226
資源物の割合(%)	18.4	18.4	18.3	17.0	16.1

資料：「主要施策の成果」/生活環境課調べ

図 2-2-4 ごみ総排出量における資源物の割合の推移



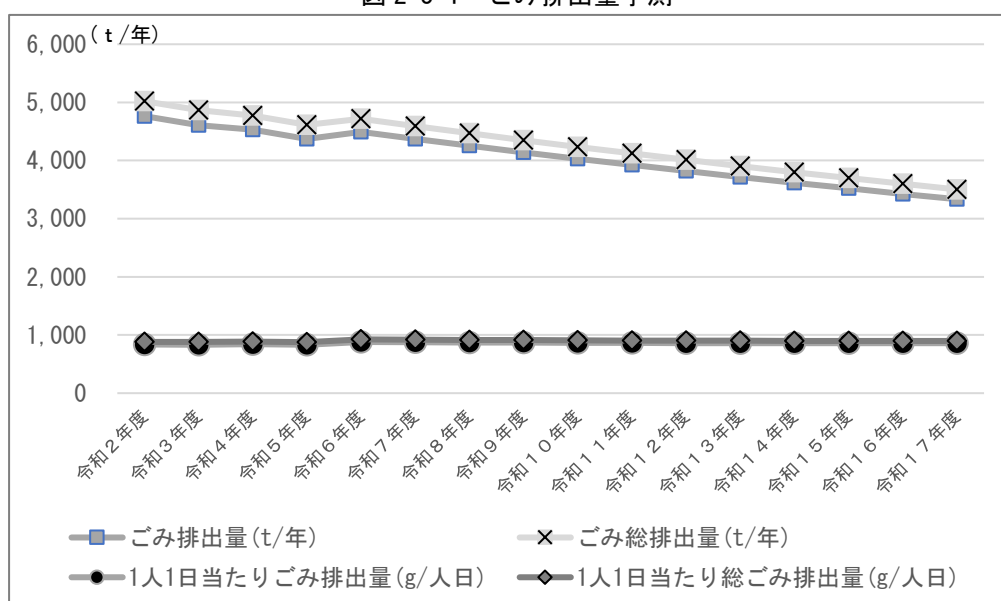
2-3 ごみ排出量予測

ごみ排出量及びごみ総排出量の予測値と、1人1日当たりのごみ排出量の予測値を表2-3-1及び図2-3-1で示します。人口減少とあわせ、ごみ排出量も減少傾向となりますが、1人1日当たりのごみ排出量には、ほぼ変化が見られません。

表 2-3-1 ごみ排出量予測

年度	項目	人口予測 (人)	ごみ排出量予測 (t/年)	1人1日当たり ごみ排出量 予測(t)	ごみ総排出量 予測 (t/年)	1人1日当たり ごみ総排出 量予測(t)
令和2年度		15,580	4,764	838	5,021	883
令和3年度		15,138	4,609	834	4,865	880
令和4年度		14,758	4,531	841	4,776	887
令和5年度		14,403	4,372	832	4,611	877
令和6年度 (基準年度)		13,981	4,493	880	4,719	925
令和7年度		13,679 (以下予測値)	4,373 (以下予測値)	876 (以下予測値)	4,593 (以下予測値)	920 (以下予測値)
令和8年度		13,377	4,256	872	4,470	916
令和9年度		13,075	4,143	868	4,351	912
令和10年度		12,773	4,032	865	4,235	908
令和11年度		12,471	3,924	862	4,122	905
令和12年度		12,169	3,819	860	4,011	903
令和13年度		11,867	3,717	858	3,904	901
令和14年度		11,565	3,618	857	3,800	900
令和15年度		11,263	3,521	857	3,699	900
令和16年度		10,961	3,427	857	3,600	900
令和17年度		10,664	3,336	857	3,504	900

図 2-3-1 ごみ排出量予測



第3節 ごみ処理の施策と役割

3—1 目標達成状況

前計画における目標値に対する実績値を以下に示します。すべての目標値に対して、達成できていません。

	令和7年度目標値	令和7年度実績値
1人1日当たりのごみ排出量	808g	876g（予測値）
再生利用率	25%	12.7%（令和5年度時点）
最終処分率	8.9%	9.3%（令和5年度時点）

再生利用率及び最終処分率は、「令和5年度とちぎの廃棄物」より

3—2 課題

（1）ごみの減量化

本町のごみ排出量は、人口減少と同様に減少傾向にあります。一方で、1人1日当たりのごみ排出量はほぼ横ばいで推移しており、以前からの生活様式や環境に対する意識の変化がみられない状況であると考えられます。

排出されるごみの約8割は燃やすごみで、この燃やすごみの減量化が課題であることから、生ごみの水切りや資源物の分別など、ごみの減量化に対する意識の変化と、ごみを捨てる人の環境に配慮した行動が求められます。

（2）ごみの資源化

ごみの資源化に向け、本町では各施策に取り組んできましたが、資源物として回収した量は減少傾向にあります。これまで燃やすごみとして出していた紙や生ごみも資源に変えることができるので、更なる分別の徹底に取り組むことが重要になります。

（3）中間処理施設の老朽化

現在、中間処理施設については、栃木県が中心となり、更なる広域化に向けて協議が進められています。一方で、平成2年3月に竣工された南那須広域保健衛生センターの中間処理施設は、経年劣化による老朽化が進み、すでに大規模な改修工事を実施していますが、新たな方針による中間処理施設に移行するまでの期間、改めて長寿命化対策が必要とされています。

（4）最終処分対策

一般廃棄物の最終処分は自区内処分が原則とされていますが、現在は、南那須広域保健衛生センターから県外の民間処分場に委託し、埋立処分を行っていますので、今後、最終処分場の確保について、検討が必要です。

3-3 基本理念

「環境についてともに考え、行動し、循環型社会を目指す」

第2次那珂川町環境基本構想で設定した本町の目指す環境像「清流と水と里山 人と自然が共生する安全安心なまち ～豊かな自然環境とともに歩むまちを目指して～」の実現に向け、本計画における基本理念を、「環境についてともに考え、行動し、循環型社会を目指す」とし、行政、町民及び事業者が一体となって循環型社会を目指します。

3-4 基本方針

(1) ごみの分別の徹底

これまでごみとして廃棄されてきたものの中には、多くの資源物が含まれていました。「混ぜればごみ、分ければ資源」の意識向上を図り、ごみの分別徹底を促進します。

(2) 4Rの促進

4R (Refuse (リフーズ)・Reduce (リデュース)・Reuse (リユース)・Recycle (リサイクル))を促進することにより、ごみの減量化、資源化を推進し、ゼロウェイスト(ごみをなくすことを目指す、なるべくごみを出さないライフスタイル)なかがわを目指します。

(3) 中間処理施設の長寿命化対策

南那須地区広域行政事務組合及び那須烏山市と連携し、今後の中間処理施設の更なる広域化に向けた協議を進めるとともに、現施設の長寿命化対策を推進し、ごみ処理体制の維持を目指します。

(4) 最終処分の在り方検討

一般廃棄物の最終処分は引き続き、南那須広域保健衛生センターから民間業者へ委託し、埋立処分を行います。今後、最終処分場の在り方について、南那須地区広域行政事務組合及び那須烏山市と検討します。

3-5 目標設定

第2次那珂川町環境基本計画後期計画において、令和10年度までの5年間で、1人当たりの年間ごみ排出量5%以上削減を目標としていることから、1人1日当たりのごみ排出量について、中間目標年度(令和12年度)で5%以上、計画目標年度(令和17年度)で10%以上削減した数値を目標値に設定します。

また、ごみ総排出量における資源物の割合について、中間目標年度で5%以上、計画目標年度で10%以上、上昇した数値を目標値とします。

計画目標値は、中間目標年度で目標値の達成状況を精査し、必要に応じて見直しを行います。

	基準値 (令和6年度実績)	中間目標値 (令和12年度)	計画目標値 (令和17年度)
1人1日当たりのごみ排出量(g/人日)	880	836 (基準値から5%減)	792 (基準値から10%減)
ごみ総排出量における資源物の割合(%)	16.1	21.1	26.1

3-6 施策と役割

本町のごみ排出量は、減少傾向にありますが、1人1日当たりのごみ排出量は減少していません。

ごみを減らすためには、4Rを一人ひとりが心掛ける必要があります。

- ①Refuse(断る): ごみになるもの、不要なものは買わない、もらわない。
- ②Reduce(減らす): 持ち物や消費量を減らす。
- ③Reuse(再利用): 繰り返し使う、中古品を活用する。
- ④Recycle(再資源化): 分別して再資源化する。

4Rを促進し、町一体となって循環型社会を目指すため、町の施策、町民と事業者の役割を示します。

(1) 町の施策

町は、ごみの分別による減量化と再資源化に向けて、適切な普及啓発や情報提供及び環境教育等を行い、町民の自主的取組を促進します。

- ①広報、啓発活動の充実
- ②資源ごみ回収の支援
- ③環境教育の実施
- ④多量の排出事業者への減量化指導
- ⑤食品廃棄物の排出抑制

（２）町民の役割

町民は、商品の購入にあたっては、容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品及び再生品等の選択に努めるなど自ら排出するごみの抑制に取り組めます。

- ① ４Ｒの取り組みを実践する。
- ② ごみの分別を心がける。
- ③ ごみに関する情報に関心を持ち協力する。

（３）事業者の役割

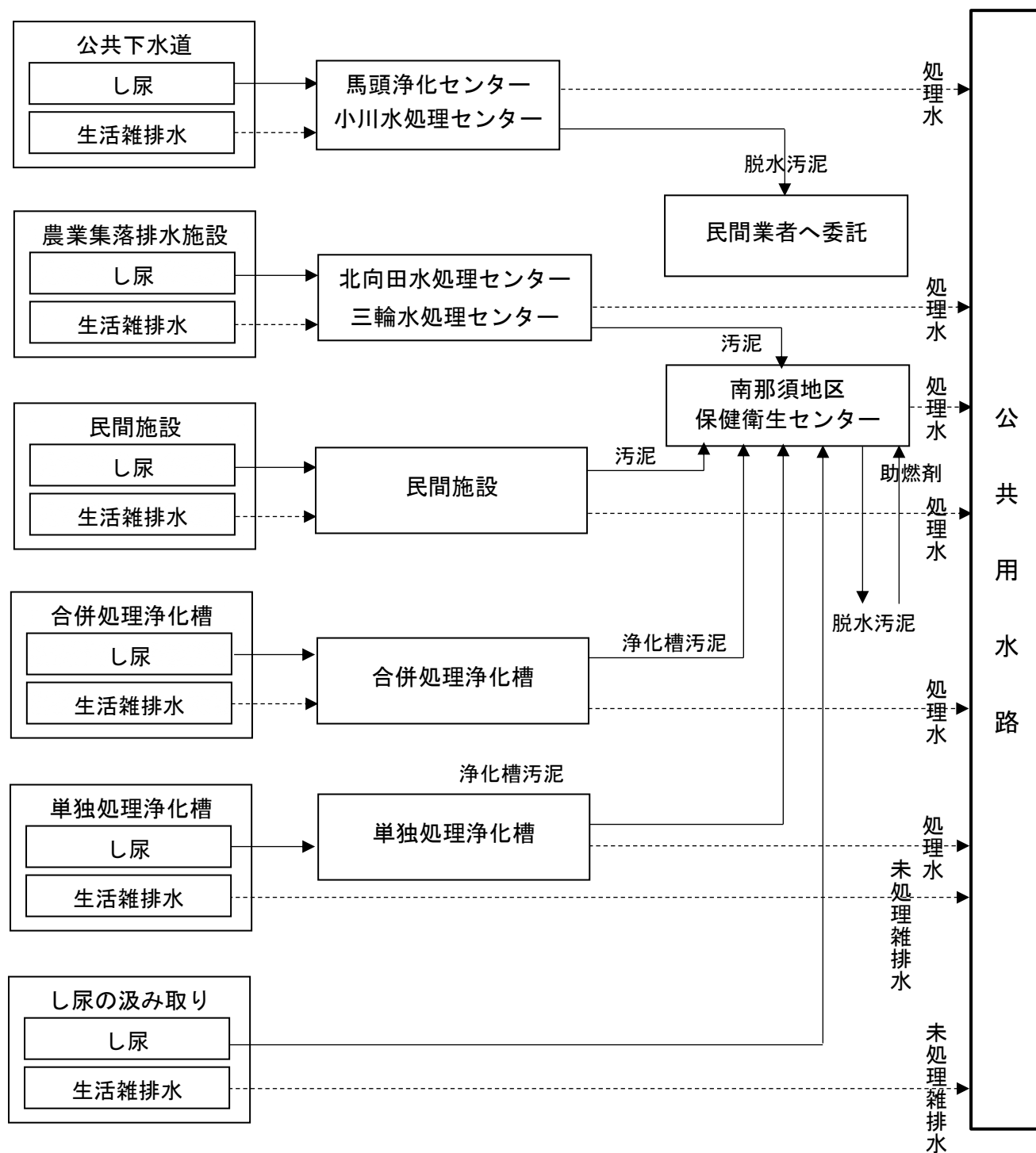
事業者は、自らの事業活動に伴う廃棄物の排出抑制や再生利用に努めます。また、自らが製造、販売する商品について、廃棄物の排出抑制や再生利用を促すよう努めます。

- ① ４Ｒの取り組みを実践する。
- ② 過剰包装を抑制する。
- ③ 食品廃棄物の排出を抑制する。
- ④ ごみに関する情報に関心を持ち協力する。

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の現況

1-1 生活排水処理フロー



1-2 生活排水処理体制

本町における生活排水処理体制を表3-1-2で示します。

表 3-1-2 生活排水処理体制

処理施設の種類	対象となる排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	那珂川町
農業集落排水施設		
民間施設		事業者等
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	
し尿処理施設		南那須広域保健衛生センター

1-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理体制

本町におけるし尿処理及び浄化槽汚泥の収集・処理体制を表3-1-3で示します。

表 3-1-3 し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理体制

収集地区	収集回数	収集方法	収集運搬主体	搬入先	処理能力
町内全域	随時	バキューム車	許可業者	保健衛生センター	70 kℓ/日

1-4 生活排水処理人口普及率の推移

本町における生活排水処理の形態別人口と生活排水処理人口普及率の推移を表3-1-4で示します。生活排水処理人口普及率は年々上昇しています。

表 3-1-4 生活排水処理人口普及率の推移

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 総人口	15,580	15,138	14,758	14,403	13,981
2 生活排水処理人口	11,838	11,809	11,725	11,653	11,562
公共下水道（区域）	4,087	4,007	3,912	3,839	3,757
農業集落排水（区域）	672	669	663	655	635
民間施設	324	304	281	248	230
合併処理浄化槽	6,755	6,829	6,869	6,911	6,940
3 単独処理浄化槽人口	2,708	2,413	2,208	2,008	1,771
4 汲み取りし尿処理人口	1,034	916	825	742	648
生活排水処理人口普及率	76.0%	78.0%	79.4%	80.9%	82.7%

第2節 生活排水処理の施策と役割

2-1 目標達成状況

前計画における目標値に対する実績を以下に示します。普及率の目標値に対し、13.7%向上することができました。引き続き、普及率の向上を目指し取り組みを進めます。

	令和7年度目標値	令和7年度実績値
生活排水処理人口普及率(%)	69.0	82.7（令和6年度実績値）

2-2 課題

（1）生活排水処理人口普及率

本町の生活排水処理人口普及率は、年々上昇しており、令和6年度においては、総人口の82.7%となっています。残りの17.3%は生活雑排水が未処理ですので、更なる水環境への負荷抑制と、快適な生活環境づくりを目指すため、下水道への接続や合併浄化槽への転換を促進する必要があります。

（2）収集運搬体制

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、許可を受けている業者が行います。今後も引き続き、安全で安心な収集運搬体制の確保が必要です。

（3）し尿処理施設及び最終処分対策

し尿処理施設は、経年的な老朽化がみられることから、新たな施設の整備が検討されています。

また、一般廃棄物の処理は自区内処理が原則とされておりますが、最終処分は県外の民間処分場で埋立処分を行っており、今後、最終処分場の確保について、検討が必要です。

2-3 基本方針

(1) 生活排水の適性処理の推進

公共下水道、農業集落排水施設及び浄化槽による生活排水の適性処理を推進し、水質保全と安全で快適な生活環境の形成を目指します。

(2) 下水道施設の適正管理

公共下水道及び農業集落排水施設について、計画的な老朽化対策や維持管理対策の実施により適正に管理します。

2-4 目標設定

本計画の目標値は、次のとおりとします。計画目標値は、中間目標年度で目標値の達成状況を精査し、必要に応じて見直しを行うものとします。

	基準値 (令和6年度実績)	中間目標値 (令和12年度)	計画目標値 (令和17年度)
生活排水処理人口 普及率(%)	82.7	90.0	94.0

2-5 施策と役割

基本方針に基づき、生活排水処理に係る課題解決と設定した目標達成に向け、町の施策、町民と事業者の役割を示します。

(1) 町の施策

① 下水道施設への接続促進

公共下水道事業区域内の未接続世帯に対し、接続を促進する取り組みに努めます。

② 下水道区域を除く区域で浄化槽への普及促進

下水道区域及び農業集落排水区域を除く区域では、合併処理浄化槽が排水処理に有効ですので、浄化槽設置を促進する取り組みに努めます。

③ 施設の適正な維持管理

公共下水道及び農業集落排水施設について、施設の老朽化への対応や長寿命化に向けた取り組みについて、計画的かつ効率的に進め、施設の適正な維持管理に努めます。

④ し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制の確保

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、今後も許可業者により行い、安全で安心した収集運搬体制を確保します。

⑤ し尿処理施設及び最終処分対策

し尿処理施設については、新たな施設建設整備に向けて、南那須地区広域行政事務組合及び那須烏山市と協議を進めます。また、最終処分は

引き続き民間業者に委託し、埋立処分を行います。今後、最終処分の在り方について、南那須地区広域行政事務組合及び那須烏山市と検討します。

（２）町民の役割

公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽を適正に使用し、衛生的な排水に努めます。

（３）事業者の役割

事業活動に伴って発生する汚染物は、法令等の定めに基づき、適正に処理するとともに、生活排水については、生活排水処理施設での適正な処理に努めます。

